

平成24年度 税制改正要望項目

平成23年9月
金融庁



平成24年度税制改正要望に関する基本的考え方

本年度は、東日本大震災からの復興支援を視野に入れつつ、以下の考え方を柱として、必要な税制上の措置を要望する。

主な具体的要望項目

1. 東日本大震災からの復興支援

- ◆ 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置
- ◆ 日本版レベニュー債の非課税債券化等

2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの

- ◆ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大
- ◆ 少額株式投資非課税制度(日本版ISA)の利便性の向上・事務手続の簡素化
- ◆ 国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

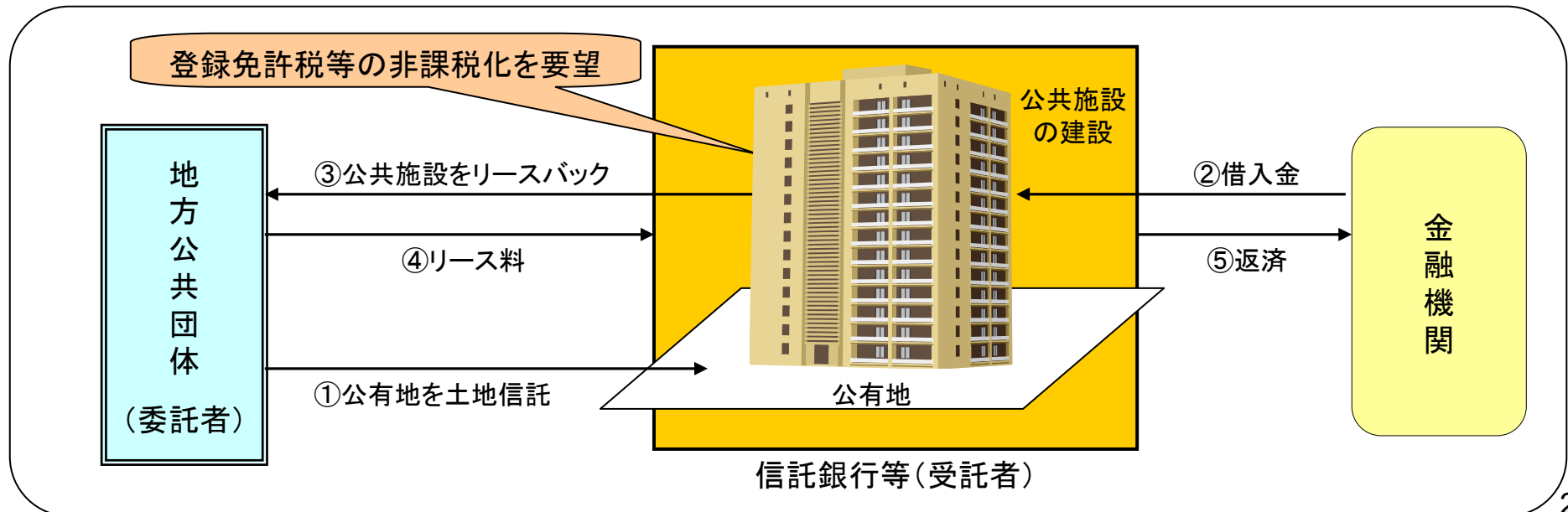
1. 東日本大震災からの復興支援(1)

◆地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置

【現状及び問題点】

- 地方公共団体が自ら公共施設を建設し所有する場合には、登録免許税等が非課税。
 - 一方、地方公共団体が信託銀行等からの資金調達による土地信託を利用して公共施設整備を行う場合、形式的に信託銀行等の名義となるため、非課税の対象外。
- ⇒ 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)には、「民間の力による復興」として土地信託手法による復興の促進について盛り込まれている。

【要望事項】 地方公共団体による公有地の土地信託に係る登録免許税・不動産取得税等を非課税とすること



1. 東日本大震災からの復興支援(2)

◆日本版レベニュー債の非課税債券化等

【現状及び問題点】

- 現行、海外投資家が受ける振替社債・民間国外債の利子は、非課税とされているが、その利子が発行体の利益等に連動する「利益連動債」は、非課税措置の対象外。
- ⇒ 公社等が発行する「日本版レベニュー債」は、「利益連動債」に該当し非課税措置の対象外となるため、海外からの対日投資(復興資金等)が制約。
- ※ 「日本版レベニュー債」とは、公社等が発行する債券で、その利子が公社等の利益に連動するものをいう。住宅、水道、高速道路等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定。



【要望事項】

- 海外投資家が受ける「日本版レベニュー債」の利子を、一般の振替社債・民間国外債の利子と同様に、非課税とすること。
- ※ 上記に併せて、非居住者債券所得非課税制度の手続等について所要の見直しを行うこと。

【現状】



2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(1)

◆金融商品に係る損益通算範囲の拡大

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【要望事項】 公社債等に対する課税方式の変更及び金融商品に係る損益通算範囲を拡大すること

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信・預金	源泉分離(利子所得)	非課税
デリバティブ取引	申告分離(雑所得)	

【平成23年度税制改正大綱(抜粋)】

金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

(参考) 個人投資家の株式投資等に係る税制の国際比較 (1)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
損益通算の範囲	<p>上場株式等の配当・譲渡所得 ✓上場株式の損失 ✓公募株投の損失</p> <p>先物取引等の雑所得 ✓有価証券先物取引の損失 ✓FX取引の損失 ✓商品先物の損失</p> <p>上場株式等の無価値化損失は、株式等の譲渡所得の範囲内で損益通算可能</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、家事費とみなされ他の所得との損益通算不可</p>	<p>譲渡所得 ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む) ✓土地等の損失 ✓デリバティブの損失</p> <p>通常所得^(注1) ✓預金のペイオフ損失 ✓為替差損</p> <p>譲渡損失と通常所得との損益通算は、年間3,000ドルを上限に損益通算が可能</p>	<p>譲渡所得(株式・土地等) ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓土地等の損失 ✓デリバティブの損失 ✓為替差損</p> <p>預金のペイオフ損失・債券のデフォルト損失は、他の所得との損益通算不可</p>	<p>金融所得^(注2) ✓株式の損失(無価値化損失を含む)^(注3) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む) ✓デリバティブの損失 ✓預金のペイオフ損失 ✓為替差損</p>	<p>譲渡所得(有価証券等)^(注4) ✓株式の損失(無価値化損失を含む) ✓投信の損失 ✓債券の損失(デフォルト損失を含む)</p>
繰越控除	上場株式等、取引所先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で3年間繰越可能	譲渡所得の損失については無期限の繰越可能	譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で無期限に繰越可能	金融所得の範囲内で無期限の繰越可能	譲渡所得(有価証券等)の範囲内で10年間の繰越可能

(注1) 通常所得は、給与、事業、利子、配当、雑所得。

(注2) 金融所得は、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、デリバティブ等に係る譲渡所得等を含む。

(注3) 株式の譲渡損は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注4) デリバティブの損失、預金のペイオフ損失、為替差損の取扱いについては明確に定める規定がないため、事象ごと個別に判断する必要がある。

(参考) 個人投資家の株式投資等に係る税制の国際比較 (2)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	10% (分離課税) ※2013年末までの時限措置 (2014年以降は20%)	長期: 0%、15% (注2) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2012年末までの時限措置(注3) 短期: 10~35% (注2)	18%、28% (土地等の譲渡益と合わせて 10, 100ポンドが) 非課税	25% (分離課税) (注5) 〔但し、一定額以下(注6)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注7)	長期: 非課税 (注8) (8年超保有) 短期: 19%(分離課税) (注8)
	配当課税	10% (申告不要) (源泉徴収: あり) ※2013年末までの時限措置 (2014年以降は20%) 又は、以下のいずれかを選択 ①5%~40%+住民税+配当控除 (総合課税) ② 10% (分離課税) 〔但し、大口株主の場合は総合課税〕	0%、15% (注2) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2012年末までの時限措置(注3)	10%、32.5%、42.5% (総合課税)	25% (分離課税) (注5) 〔但し、一定額以下(注6)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注7)	19% (源泉分離課税) (注8) 又は 受取配当の60%を 課税所得に算入のうえ 0~41% (注8) (総合課税)
	法人税との 調整措置への 二重課税への 調整措置	配当所得税額控除方式 (総合課税選択時)	調整措置なし	部分的 インピュテーション方式 (注4)	調整措置なし (但し、事業所得については、受取配当 の60%を課税所得に算入)	配当所得一部控除方式 (総合課税選択時) (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入)
	利子課税	20% (源泉分離課税)	10~35% (注2) (総合課税)	10%、20%、40%、50% (総合課税)	25% (分離課税) (注5) 〔但し、一定額以下(注6)は〕 非課税 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注7)	19% (源泉分離課税) (注8) 又は 0~41% (注8) (総合課税)

(注1) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生。

(注2) アメリカは他に地方税が課税。

(注3) 本税率は2012年までの時限的な税率となっており、2013年以降については譲渡益課税(長期)には原則として10%又は20%の税率及び配当課税については総合課税が適用。

(注4) イギリスにおける部分的インピュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法。

(注5) ドイツは他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。法人税率を引き下げたうえ(25%→15%+地方税)、金融所得の一元課税を導入。

また、法人においては、EBITDA(利子、税金、償却前利益)の30%を超過する支払利子について損金算入制限を措置。

(注6) 一定額以下とは、年間配当・利子・譲渡益をあわせて801ユーロ以下。

(注7) 適用される累進税率が25%以下の場合、総合課税選択可能。

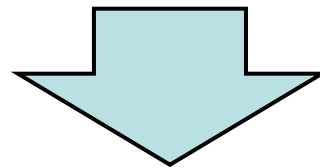
(注8) フランスは他に社会保障関連税(12.3%)が課税。

2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(2)

◆少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の利便性向上・事務手続の簡素化に向けた所要の措置

【現状及び問題点】

- 非課税投資額は、口座開設年に、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
- 非課税口座は、年間1人1口座、3年間開設可能(毎年異なる金融機関に開設可)
- 口座開設の手続きや口座管理方法が、金融機関及び顧客双方にとって煩雑



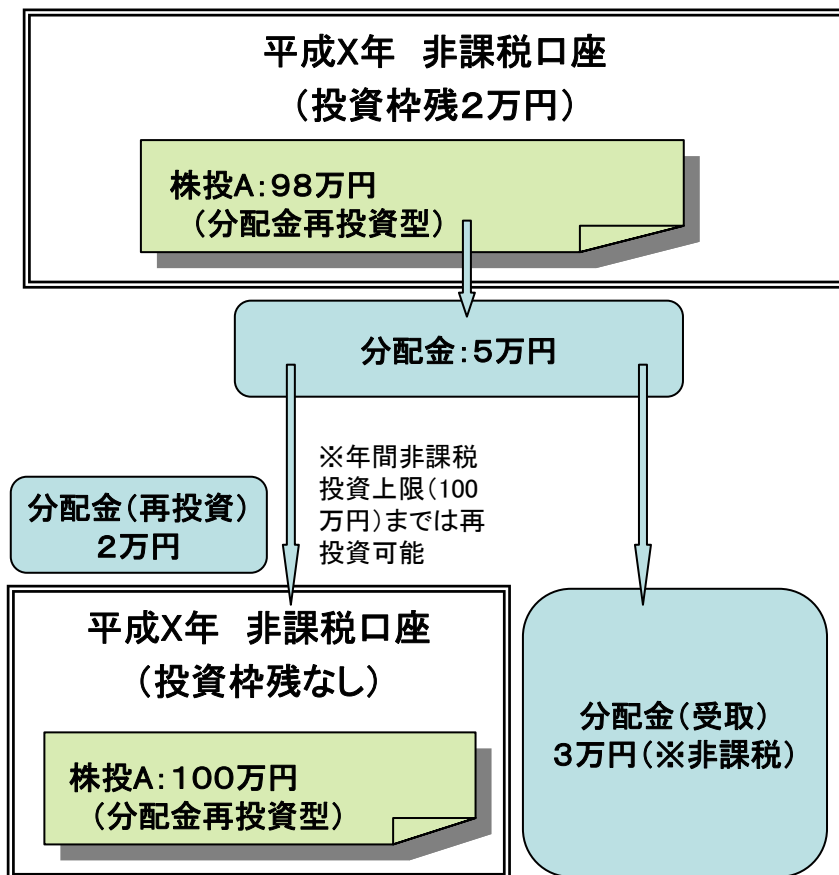
【要望事項】

- ① 非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること
- ② 非課税口座の管理方法を簡素化すること
- ③ 非課税口座を開設する際の手続きを簡素化すること

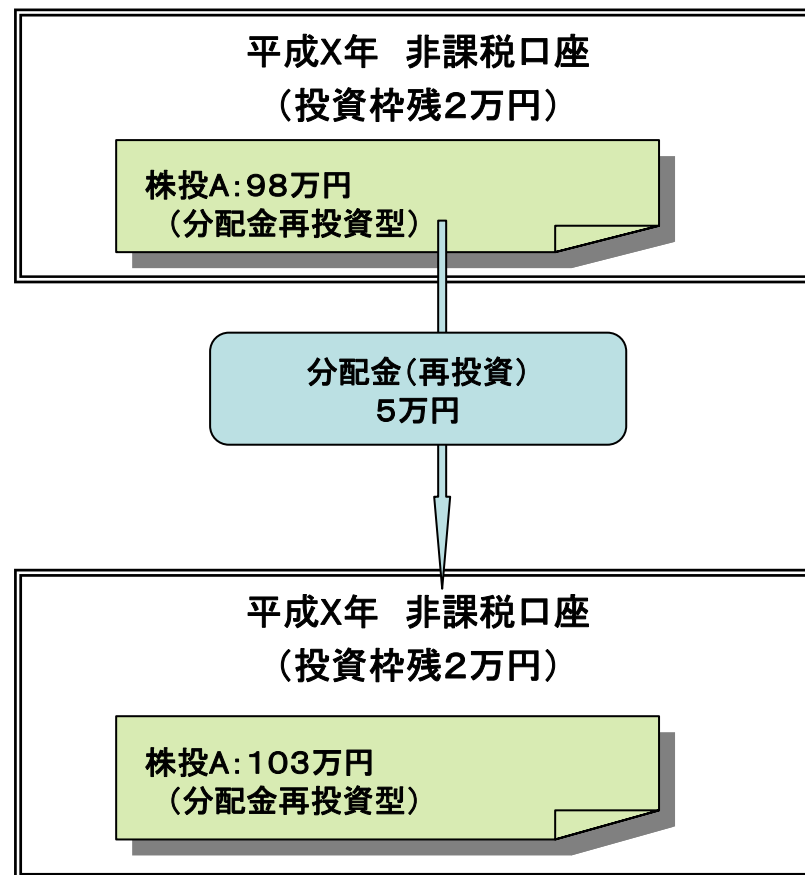
【要望事項①】

非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること

現行



要望内容

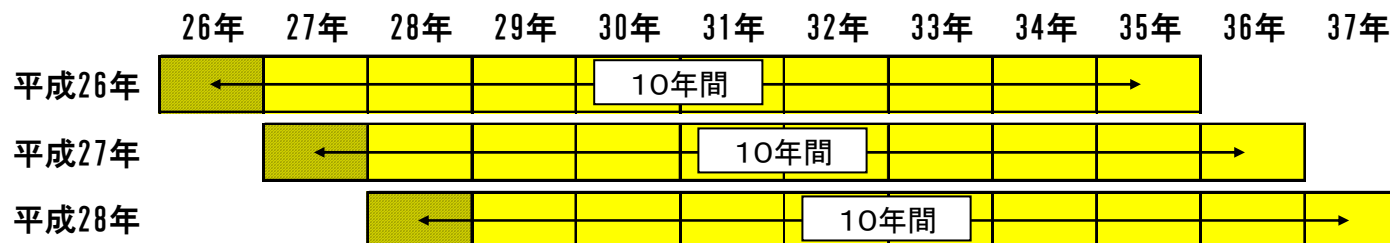


(参考1) 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)

【現行制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 導入時期 : 平成26年(20%本則税率化にあわせて導入)

最大3口座
300万円まで
累積投資可能



※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能
※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間

(参考2) 日本版ISA(少額投資非課税制度)の導入の経緯

平成21年度改正

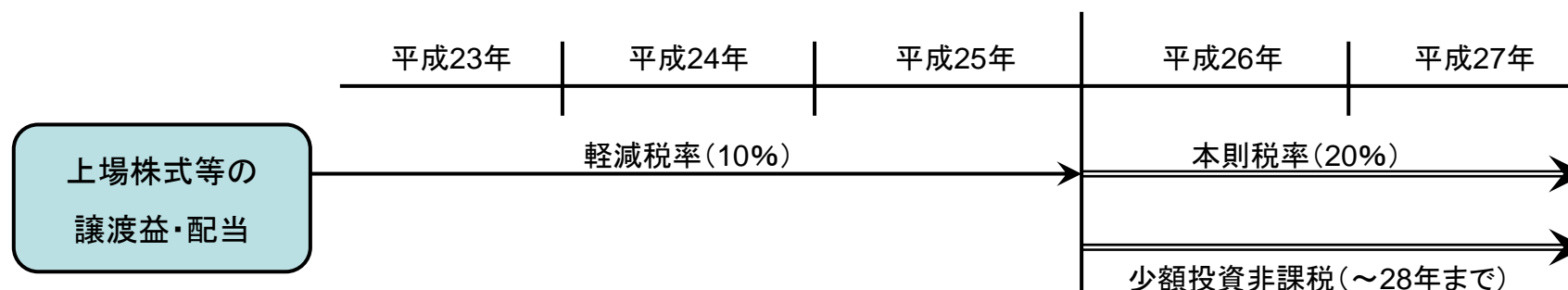
- 上場株式等の軽減税率が廃止され本則税率が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設
 - －措置の施行の日から5年内の各年、各年100万円まで
 - －金融所得課税の一体化の取組みの中で、「貯蓄から投資へ」の流れを促進
 - －今後、制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる

平成22年度改正

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)を創設
 - －平成24年から平成26年までの各年、各年100万円まで
 - －金融所得課税の一体化の取組みの中で、個人の株式市場への参加を促進
 - －平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて導入

平成23年度改正

- 上場株式等の軽減税率の延長にともない、日本版ISAの導入を延期
 - －上場株式等の軽減税率については、景気回復に万全を期すため2年(平成25年末まで)延長
 - －日本版ISAの導入時期については、平成26年1月から
 - －これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施



2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(3)

◆国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

【現状及び問題点】

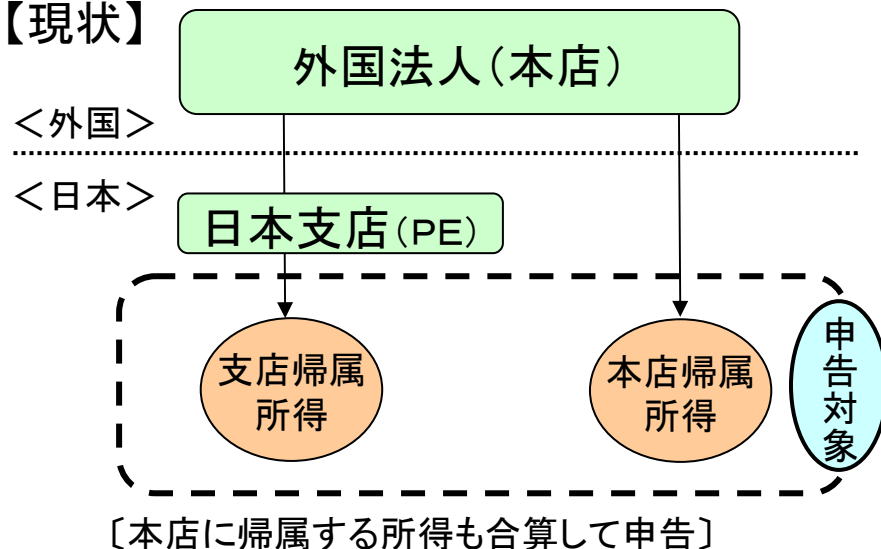
- OECD加盟国のほぼ全てにおいては、外国法人が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象(帰属主義)。
 - 我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(総合主義)。
- ⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況。



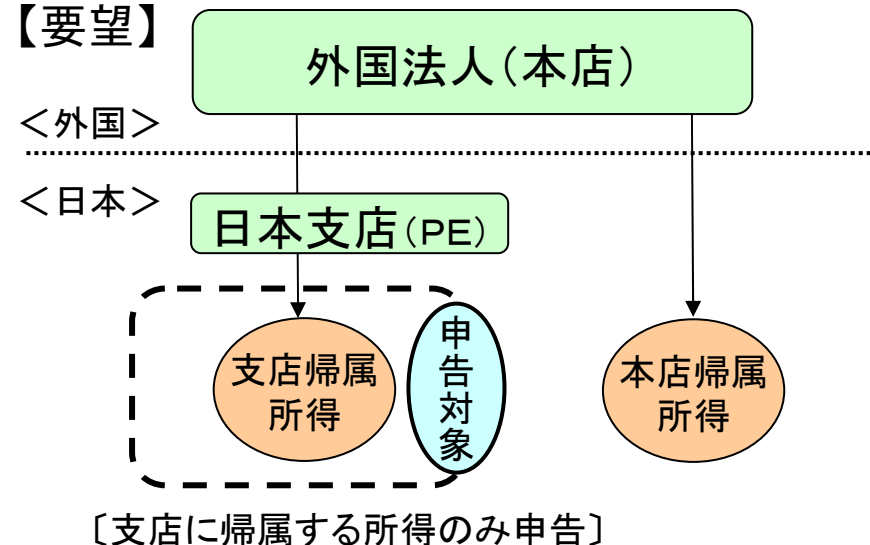
【要望事項】 外国法人の申告対象を、恒久的施設(PE)に帰属する所得に限定すること。

※ PEに帰属する所得の範囲については、本支店間の取引を認識することを前提とするOECDのアプローチ(AOA)を踏まえて見直すにあたり、金融機関への影響を十分に考慮すること。

【現状】



【要望】



[その他の要望事項] ◇は日切れ関連要望

- ◇ 預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入に係る資本増加等の際の登録免許税の軽減措置の延長等
- ◇ 金融機能強化法に基づく資本増強又は組織再編法に基づく組織再編成等に伴い負担する登録免許税の減免措置の延長
- ◆ 特定口座の利便性向上等に向けた措置
- ◆ 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
- ◆ 投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
- ◆ 自動発注サーバに係る非課税措置の創設
- ◆ 外国子会社合算税制の二重課税調整措置の見直し
- ◆ 金融商品取引法上の「有価証券の引受け」の範囲の見直しに伴う所要の税制措置
- ◆ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 企業年金制度等への移行が不可能な適格退職年金における税制上の特例措置の継続
- ◆ 預金保険法第101条の2第1項に基づく反社等債権の買取りに係る不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税の非課税措置